食の安全「基本のお話」



あなたの「それ、気になってた！」を解消する 食の安全 Q & A 特別編

いずみ市民生協の食の安全の取り組み

食品衛生法改正運動の歩み

～食の安全を求める声が、今のしくみにつながっています～



1960～70年代には、食品公害や食品偽装、食品添加物への不安が広がり、国からの情報公開も十分ではありませんでした。そうした中で、生協は添加物の使用を控えた商品づくりや、有害食品・不当表示の排除に取り組んできました。

全国の生協では学習活動を重ねながら、個別の問題への対応だけでなく、食品安全を支える法律や行政の仕組みそのものを見直す必要があると考えるようになりました。1999～2001年には、「食品衛生法の改正と充実強化を求める国会請願署名」に取り組み、全国で**1,373万筆**の署名を国会へ提出しました。この請願は2001年に採択され、2003年の**食品安全基本法制定**と**食品衛生法改正**につながりました。

食品安全基本法の制定により、**「食品の安全性確保は国民の健康保護がもっとも重要」**であることが基本理念として位置づけられ、食品安全行政の基本原則が明確になりました。あわせて、食品安全委員会による科学的なリスク評価、情報公開、消費者の意見反映の仕組みが整えられました。

さらに食品衛生法の改正により、残留農薬等のポジティブリスト制度※の導入など、食品の安全を確保するための具体的な制度も強化されました。

こうした制度のもとで、現在の食品安全行政は、科学的な評価をもとに基準やルールを決め、関係者が情報や意見を交換しながらすすめる仕組みになっています。



▲組合員コミュニケーション企画「食の安全交流会」のようす

日本生協連は、消費者の立場から行政への意見提出を行い、全国の生協でも、組合員との学習や対話を通じて、食の安全に関するリスクコミュニケーションに取り組んでいます。

いずみ市民生協でも、商品検査や情報提供、学習会などを通じて、食の安全への取り組みを続けています。

食の安全を求める声は、法律や制度をよりよくし、現在の生協の安全の取り組みにも受け継がれています。

※ポジティブリスト制度
使用を認める物質や基準をリストに定め、それ以外の使用を原則として禁止する仕組み。